

船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験の指針

改正対象

鋼船規則 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

IMO は MSC.1/Circ.1502 において、船長の指示のもとに実施する貨物タンク境界の圧力試験のための指針を非強制要件として規定しており、本会は同指針を既に本会規則に取り入れている。

2025 年 6 月に開催された IMO 第 110 回海上安全委員会 (MSC110) において、2011ESP コードと整合を図るための決議 MSC.1/Circ.1502 (Rev.1) の改正が承認された。

今般、決議 MSC.1/Circ.1502 (Rev.1) に基づき、関連規定を改める。

改正内容

圧力試験は、内部検査又は精密検査の前に実施する旨を規定する。

施行及び適用

2026 年 7 月 1 日から施行

ID:DH25-12

「船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験の指針」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p>附属書 5.2.7 船長の指示のもとに実施する貨物タンク境界の圧力試験のための指針 (MSC.1/Circ.<u>1502</u>/Rev.1 ANNEX 関連)</p> <p>An3 貨物タンクの試験</p> <p>An3.4</p> <p>次の条件を満足する場合、検査員は、船員が船長の指示のもとに行う貨物タンクの境界の試験を認めることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> .1 圧力試験の実施に先立ち、船舶の所有者から提出された圧力試験要領書(張水するタンク及びその張水レベル並びに試験の対象となる隔壁の情報を含む)が、本会の確認を受けていること。 .2 <u>内部検査又は精密検査の前に圧力試験を実施すること。</u> .3 圧力試験の実施時期が、定期検査の期間内であって、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前3ヶ月以内であること。 .4 <u>圧力試験が問題なく実施され、タンクの構造健全性に影響を与える可能性のある漏れ、変形及び著しい腐食がないこと。</u> 	<p>鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p>附属書 5.2.7 船長の指示のもとに実施する貨物タンク境界の圧力試験のための指針 (MSC.1/Circ.<u>1502</u> ANNEX 関連)</p> <p>An3 貨物タンクの試験</p> <p>An3.4</p> <p>次の条件を満足する場合、検査員は、船員が船長の指示のもとに行う貨物タンクの境界の試験を認めることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> .1 圧力試験の実施に先立ち、船舶の所有者から提出された圧力試験要領書(張水するタンク及びその張水レベル並びに試験の対象となる隔壁の情報を含む)が、本会の確認を受けていること。 .2 <u>タンクの構造健全性に影響を与える可能性のある漏れ、変形及び著しい腐食がないこと。</u> .3 圧力試験の実施時期が、定期検査の期間内であって、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前3ヶ月以内であること。 .4 試験結果をログブックに記録すること。 .5 内部検査及び精密検査の際、タンク及び関連 	MSC.1/Circ.1502/Rev.1 ANNEX 3.4

「船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験の指針」新旧対照表

新	旧	備考
<p>.5 試験結果をログブックに記録すること。</p> <p>.6 内部検査及び精密検査の際、タンク及び関連構造の内部及び外部の状態が良好であることを検査員が確認すること。</p>	構造の内部及び外部の状態が良好であることを検査員が確認すること。	
附 則		
1. この改正は、2026年7月1日から施行する。		